

COVID-19 対応に係る所得税優遇措置 ^{P1}

COVID-19 対応に係る所得税優遇措置

2020年6月10日、インドネシア政府は、COVID-19 関連の寄附金、医療従事者、医療機器及び衛生用品並びに株式市場安定化措置に関する政府規則 No. 29 Year 2020 (以下「GR-29」) を公布しました。

詳細は下記の項目のとおりです。

1. COVID-19 に係る生産に対する追加税額控除

追加税額控除は、COVID-19 対応のために医療機器及び/又は家庭用衛生用品(Perbekalan Kesehatan Rumah Tangga/“PKRT”)を生産する国内納税者を対象に認められます。

追加税額控除は、2020年3月1日から同年9月30日までの間に発生した医療機器及び/又は家庭用衛生用品の製造原価の30%です。共通費用については、その比率に基づき按分します。

当該の優遇措置は以下の製品の製造原価に適用されます:

a) 下記の形式による医療機器・医療用品:

- サージカルマスク及び N95 防護マスク
- 医療用ガウン、エプロン、キャップ、シューズカバー、ゴーグル、フェイスシールド、防水ブーツの形式による防護具
- サージカルグローブ
- 使い捨てグローブ
- 人工呼吸器
- COVID-19 検査キット及び/又は

b) アルコール消毒液及び消毒剤の形式による家庭用衛生用品

インドネシア財務省は、インドネシア保健省の提案に基づき、当該の税制優遇措置で網羅される医療機器及び家庭用衛生用品のリストを随時変更します。

2. 寄附金の損金算入

一般的に、寄附金は所得税において損金不算入です。しかしながら、2020年3月1日から同年9月30日までに COVID-19 対応の支援のためになされた寄附金で、下記の特定の要件を満たすものは、控除の対象となります。

- a) 下記の機関に対してなされた寄附金 (Tax ID を有することを前提とする):
 - 国家災害管理委員会 (*Badan Nasional Penanggulangan Bencana/BNPB*)
 - 地方災害管理委員会 (*Badan Penanggulangan Bencana Daerah/BPBD*)
 - 保健省
 - 総務省、又は
 - その他の寄附金募集機関
- b) 寄附金が、少なくとも下記の情報を明記した領収書により証明できること:
 - 寄附者の氏名、住所、及び税務 ID、並びに寄附金受付機関、並びに
 - 寄附金の日付、形態、及び価額

寄附金は、現金、物品、サービス又は資産の無償利用といった形態で行うことができます。非現金形式による寄附金は以下のいずれかの規定に従います:

- a. 物品の場合:
 - ✓ 物品の減価償却を実施していない場合は取得価額
 - ✓ 物品の減価償却を実施している場合は帳簿価額、又は
 - ✓ 寄附した物品が自社製造製品である場合は売上原価 (Cost of Goods Sold : COGS)
- b. サービスの場合 – サービスの売上原価相当価額及び/又は
- c. 資産の無償利用の場合 – 資産利用の売上原価相当価額

政府規則 2010 年第 93 号の規定下で COVID-19 関連で既に損金算入を申請した寄附金については GR-29 下での損金算入は申請できません。

3. 医療従事者が政府から受け取った追加所得に対する第 21 条最終課税の 0%課税

GR-29 では、2020年3月1日から同年9月30日までの期間において、COVID-19 対応のために医療業務(医療補助業務を含む)に従事した個人が政府から謝礼金又はその他の福利の形式で受け取った追加所得に対し、第 21 条所得税の最終課税を 0%とすることが規定されています。これには相続人が受け取った補償金も含まれます。

4. 政府から受け取った賃貸所得に対する 0%の所得税最終課税

COVID-19 への対応で 2020年3月1日から同年9月30日までの期間において政府から下記の賃貸所得を受け取った場合、その所得税の最終課税率は 0%となります:

- a. 土地及び/又は建物賃貸所得及び/又は
 - b. 土地及び/又は建物以外の資産の使用に係る賃貸所得
- 結果として、関係する全ての費用は損金不算入となります。

上記の賃貸所得が下記のいずれかの期間に発生した場合、優遇措置適用期間に従い、按分計算されます:

- a. 2020年6月10日より前から同年9月30日まで、又は
- b. 2020年6月10日から同年9月30日以降

5. 上場会社の自己株式取得に対する特別措置

法律 2020 年第 2 号の下で制定された法律 2020 年第 1 号に代わる政府規則では、インドネシア証券取引所で株式の少なくとも 40%を上場している有限責任会社の法人税率が、特定要件を満たせば、追加で 3%軽減される(即ち、2020~2021 会計年度は法人税率が 19%となり、2022 会計年度以降は 17%となる)ことが規定されています。

GR-29 では当該の優遇を享受するための要件を下記のとおり定めています(既存の規則と概ね同様):

- a. 株式が最低でも 300 の株主によって保有されていること
- b. 各株主は全発行済株式の 5%以下しか保有することができない
- c. 上記の条件は、一会計年度において最低でも 183 日(暦日)間満たさなければならない
- d. これらの要件の遵守について、国税総局(DGT)への報告書の提出をしなければならない

また、GR-29 では上記の (a) と (b) に言及される株主は所得税法に規定された特別な関係(Special relationships)を持つことはできないと定めています。

特に、政府による市場安定化政策に基づき 2020 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間において自己株式取得を行う有限責任会社については、取得した自己株式を 2022 年 9 月 30 日まで保有することを条件に上記の (a) と (b) の要件を満たしているとみなされます。これらの納税者は 2020~2021 会計年度を対象に軽減法人税率を享受することができます。2022 会計年度については、当該納税者が 2022 年 9 月 30 日以降も上記の要件を満たす場合、当該の軽減税率を引き続き享受することができます。

6. 税務行政上の要件

上記の項目 1 (生産に対する追加税額控除) 及び項目 2 (寄附金の損金算入)で規定する優遇措置を享受する納税者は下記を提出しなければなりません:

- 項目 1: 当該生産の製造原価証明資料
- 項目 2 の寄附金提供者(寄贈者): 寄附金提供先リスト(寄附金を受領した者の名簿)
- 項目 2 の寄附金を受けた組織: 寄付受領報告書

上記の資料は、適用する会計年度の年次所得税申告書とともに DGT のオンラインシステムに提出しなければなりません。オンラインシステムを利用できない場合、納税者は自らの登記住所を管轄する税務署長に当該資料を直接提出することができます。当該申告書のテンプレートは GR-29 の付表に掲載されています。

納税者が当該申告をしなかった若しくは期限日を過ぎてから申告をした場合には、優遇措置を享受できません。

7. 期限延長措置の規定

必要があれば、財務大臣により上記の項目 1 から 4 の優遇措置の適用期間が延長される場合があります。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

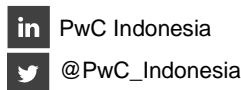
Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

www.pwc.com/id



If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.